

平成24年5月25日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人 信託協会

**平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等に
関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

	関係条文	意見・理由
1	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令(案)第5条(金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引)	<ul style="list-style-type: none">・同一信託銀行内における銀行勘定及び信託勘定間の取引については、当該信託銀行内のみで取引が完結し、そこでリスクが相殺されることから、取引情報の保存・報告制度の対象外になるとの認識でよいか。
2	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令(案)第7条(金融商品取引業者等による取引情報の報告)	<ul style="list-style-type: none">・資産管理信託銀行の実務において、郵送によるコンファメーションの受領等により取引内容の確認に時間を要する場合、規定の期間内に報告が困難となる可能性がある。・また、当該事象が恒常的に生ずる場合、延期が必要な都度、承認申請書を提出する対応は、事務手続き上非常に煩雑となる。・以上から、取引情報の報告の延期について、都度の申請に抛らず、予め包括的な承認を得ることが可能であるか確認したい。

以上